

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成27年4月13日

【発行者名】 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 阿部 託志

【本店の所在の場所】 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー

【事務連絡者氏名】 出仙 学恭

【電話番号】 03(5156)5000

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 ドイチェ・欧州リート・ファンド（毎月分配型）Aコース（円ヘッジあり）
ドイチェ・欧州リート・ファンド（毎月分配型）Bコース（円ヘッジなし）

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 (1)当初申込期間 各ファンドについて1,000億円を上限とします。
(2)継続申込期間 各ファンドについて1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書の提出に伴い、平成26年9月19日付をもって提出した有価証券届出書の関係情報を新たな情報により訂正するため、また、記載事項の一部訂正を行うため本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(12)【その他】

< 訂正前 >

(前略)

振替受益権について

(中略)

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

< 訂正後 >

(前略)

振替受益権について

(中略)

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <https://funds.deutscheawm.com/jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

(前略)

ファンドの特色

(中略)

4. 毎月決算を行い、収益分配を行います。

- ・毎月10日（当該日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づき収益分配を行います。
ただし、第1期（平成27年1月13日）の決算時には分配を行いません。

(以下略)

<訂正後>

(前略)

ファンドの特色

(中略)

4. 毎月決算を行い、収益分配を行います。

- ・毎月10日（当該日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づき収益分配を行います。

(以下略)

(2)【ファンドの沿革】

<訂正前>

平成26年10月24日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始（予定）

<訂正後>

平成26年10月24日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

(前略)

委託会社の概況

a. 資本金の額（2014年7月末現在）

(中略)

c. 大株主の状況（2014年7月末現在）

(以下略)

<訂正後>

(前略)

委託会社の概況

a. 資本金の額（2015年2月末現在）

(中略)

c. 大株主の状況（2015年2月末現在）

(以下略)

2【投資方針】

(4)【分配方針】

<訂正前>

毎決算時（原則として毎月10日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、第1期（平成27年1月13日）の決算時には分配を行いません。

（以下略）

<訂正後>

毎決算時（原則として毎月10日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

（以下略）

(5)【投資制限】

<訂正前>

（前略）

<法令で定める投資制限>

（中略）

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

<訂正後>

（前略）

<法令で定める投資制限>

（中略）

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

<訂正前>

(1) 当ファンドの主なリスク及び留意点

（中略）

金利変動リスク

リートの価格は、通常、金利が上昇した場合には配当利回りが相対的に低下し、下落傾向となります。また、借入れを行うリートにおいては、金利上昇時には金利負担の増大により収益性が悪化する可能性があります。このような場合には、リートの価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

（中略）

信用リスク

リートが、投資対象とする不動産の収益性悪化または資金繰りの悪化等により清算される場合には、投資した資金が回収困難になる可能性があります。また、こうした状況に陥ると予想される場合には、リートの価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

流動性リスク

リートは、市場規模や取引量が少ない場合には、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できない等のリスクがあります。また、金融商品取引所等が定める基準に抵触し上場廃止等になった場合には、売買取引が困難になる可能性があります。このような場合には、リーートの価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

（中略）

(2) 投資リスクに対する管理体制

（中略）

（注）投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(1) 当ファンドの主なリスク及び留意点

（中略）

金利変動リスク

リート等の価格は、通常、金利が上昇した場合には配当利回りが相対的に低下し、下落傾向となります。また、借入れを行うリート等においては、金利上昇時には金利負担の増大により収益性が悪化する可能性があります。このような場合には、リート等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

（中略）

信用リスク

リート等が、投資対象とする不動産の収益性悪化または資金繰りの悪化等により清算される場合には、投資した資金が回収困難になる可能性があります。また、こうした状況に陥ると予想される場合には、リート等の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

流動性リスク

リート等は、市場規模や取引量が少ない場合には、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できない等のリスクがあります。また、金融商品取引所等が定める基準に抵触し上場廃止等になった場合には、売買取引が困難になる可能性があります。このような場合には、リート等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

（中略）

(2) 投資リスクに対する管理体制

（中略）

（注）投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

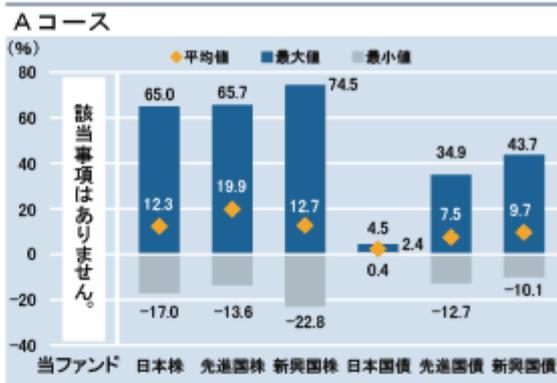
当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ※1, ※2

(2010年2月～2015年1月)



当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較 ※1, ※3, ※4

(2010年2月～2015年1月)



※1 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、当ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を再投資したのものと計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの設定日は2014年10月24日であるため、当ファンドの年間騰落率はありません。

※2 分配金再投資基準価額の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金（税引前）を再投資したのものと計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

当ファンドの設定日は2014年10月24日であるため、2014年10月末以降を表示しております。

※3 2010年2月～2015年1月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、当ファンドの設定日は2014年10月24日であるため、当ファンドの年間騰落率はありません。

※4 各資産クラスの指数は以下のとおりです。

日本株：TOPIX（配当込み）

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（税引前配当込み、円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引前配当込み、円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

（注1）すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

（注2）先進国株、新興国株、先進国債及び新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの指数について

- ・TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用等株価指数に関するすべての権利は、東証が有しています。東証は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- ・MSCIコクサイ・インデックス及びMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIインク（以下「MSCI」といいます。）が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPIは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社はNOMURA-BPIを用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
- ・シティ世界国債インデックス（除く日本）は、Citigroup Index LLC が設計、算出、公表する債券指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は Citigroup Index LLC に帰属します。また、Citigroup Index LLC は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
- ・JPMorgan・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan Chase & Co.の子会社である J.P. Morgan Securities LLC（以下「J.P.Morgan」といいます。）が算出する債券インデックスであり、その著作権及び知的所有権は同社に帰属します。J.P. Morgan は、JPMorgan・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でJPMorgan・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証、または奨励するものではありません。J.P. Morgan は、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはJPMorgan・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

<訂正前>

(前略)

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

<訂正後>

(前略)

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

(注) 申込手数料は、販売会社による商品及び関連する投資環境の説明や情報提供等並びに購入受付事務等の対価です。

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

各ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、各ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.2744%（税抜1.18%）を乗じて得た額とし、その配分は以下の通りとします。

(年率、税抜)

委託会社	販売会社	受託会社
0.45%	0.70%	0.03%

(以下略)

<訂正後>

各ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、各ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.2744%（税抜1.18%）を乗じて得た額とし、その配分及び役務の内容は以下の通りです。

	配分（年率、税抜）	役務の内容
委託会社	0.45%	委託した資金の運用等の対価
販売会社	0.70%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	0.03%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

（以下略）

(4) 【その他の手数料等】

< 訂正前 >

（前略）

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）及び受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸費用」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（以下略）

< 訂正後 >

（前略）

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査法人へのファンドの監査に係る費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）及び受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸費用」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（以下略）

(5) 【課税上の取扱い】

< 訂正前 >

（前略）

課税の取扱いについて

以下の内容は平成26年7月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

（以下略）

< 訂正後 >

（前略）

課税の取扱いについて

以下の内容は平成27年2月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

（以下略）

5【運用状況】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

(1)【投資状況】

ドイチェ・欧州リート・ファンド（毎月分配型）Aコース（円ヘッジあり）

（平成27年 1月30日現在）

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	20,859,562	97.86
親投資信託受益証券	日本	41,801	0.20
コール・ローン・その他の資産（負債控除後）		415,290	1.94
合計（純資産総額）		21,316,653	100.00

ドイチェ・欧州リート・ファンド（毎月分配型）Bコース（円ヘッジなし）

（平成27年 1月30日現在）

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	26,507,133	98.56
親投資信託受益証券	日本	78,997	0.29
コール・ローン・その他の資産（負債控除後）		308,001	1.15
合計（純資産総額）		26,894,131	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

ドイチェ・欧州リート・ファンド（毎月分配型）Aコース（円ヘッジあり）

<評価額（全銘柄）>

（平成27年 1月30日現在）

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ルクセンブルグ	投資信託 受益証券	ドイチェ・欧州リート・ マスター・ファンド （円）	1,792.5206	11,118.1	19,929,427	11,637	20,859,562	97.86
2	日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・マネー・マ ザーファンド	41,664	1.0037	41,818	1.0033	41,801	0.20

<種類別投資比率>

（平成27年 1月30日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.86
親投資信託受益証券	0.20
合計	98.05

ドイチェ・欧州リート・ファンド（毎月分配型）Bコース（円ヘッジなし）

<評価額（全銘柄）>

(平成27年 1月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルグ	投資信託 受益証券	ドイチェ・欧州リート・マ スター・ファンド（現地通 貨）	2,262.473	11,194.26	25,326,725	11,716	26,507,133	98.56
2	日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・マネー・マザー ファンド	78,738	1.0037	79,029	1.0033	78,997	0.29

<種類別投資比率>

(平成27年 1月30日現在)

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.56
親投資信託受益証券	0.29
合計	98.85

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄及び種類別の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

ドイチェ・欧州リート・ファンド（毎月分配型）Aコース（円ヘッジあり）
該当事項はありません。

ドイチェ・欧州リート・ファンド（毎月分配型）Bコース（円ヘッジなし）
該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

ドイチェ・欧州リート・ファンド（毎月分配型）Aコース（円ヘッジあり）
該当事項はありません。

ドイチェ・欧州リート・ファンド（毎月分配型）Bコース（円ヘッジなし）
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

ドイチェ・欧州リート・ファンド（毎月分配型）Aコース（円ヘッジあり）

計算期間末または各月末	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（平成27年 1月13日）	12	12	1.0702	1.0702
平成26年10月末日	0		0.9988	
11月末日	11		1.0255	
12月末日	12		1.0410	
平成27年 1月末日	21		1.1473	

ドイチェ・欧州リート・ファンド（毎月分配型）Bコース（円ヘッジなし）

計算期間末または各月末	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）

第1特定期間末 (平成27年 1月13日)	22	22	1.1177	1.1177
平成26年10月末日	13		1.0036	
11月末日	16		1.1154	
12月末日	22		1.1371	
平成27年 1月末日	26		1.1739	

(注) 純資産総額は、百万円未満を切捨てしております。

【分配の推移】

ドイチェ・欧州リート・ファンド(毎月分配型) Aコース(円ヘッジあり)

		1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	平成26年10月24日～平成27年 1月13日	0

ドイチェ・欧州リート・ファンド(毎月分配型) Bコース(円ヘッジなし)

		1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	平成26年10月24日～平成27年 1月13日	0

【収益率の推移】

ドイチェ・欧州リート・ファンド(毎月分配型) Aコース(円ヘッジあり)

		収益率(%)
第1特定期間	平成26年10月24日～平成27年 1月13日	7.0

ドイチェ・欧州リート・ファンド(毎月分配型) Bコース(円ヘッジなし)

		収益率(%)
第1特定期間	平成26年10月24日～平成27年 1月13日	11.8

(注) 収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

ドイチェ・欧州リート・ファンド(毎月分配型) Aコース(円ヘッジあり)

		設定口数(口)	解約口数(口)
第1特定期間	平成26年10月24日～平成27年 1月13日	11,741,570	58,944

ドイチェ・欧州リート・ファンド(毎月分配型) Bコース(円ヘッジなし)

		設定口数(口)	解約口数(口)
第1特定期間	平成26年10月24日～平成27年 1月13日	21,154,258	637,116

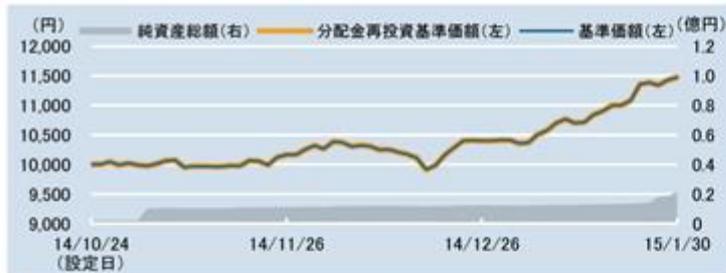
(注) 設定数量には、当初設定数量を含みます。

(参考情報)

基準日：2015年1月30日

基準価額・純資産の推移

Aコース



Bコース



※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。

※2 分配金再投資基準価額の推移は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

分配の推移

Aコース

1万口当たり、税引前	
2015年1月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

Bコース

1万口当たり、税引前	
2015年1月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

ドイチェ・欧州リート・マスター・ファンドにおける組入上位10銘柄

	銘柄	国	業種	比率(%)
1	Klepierre SA	フランス	リテール	9.0
2	Unibail-Rodamco SE	フランス	リテール	7.6
3	Gecina SA	フランス	各種 REIT	7.0
4	British Land Company PLC	イギリス	各種 REIT	6.4
5	Icade SA	フランス	各種 REIT	6.1
6	Befimmo SA	ベルギー	オフィス	6.1
7	Warehouses De Pauw SCA	ベルギー	産業	5.0
8	Intu Properties plc	イギリス	リテール	4.9
9	Great Portland Estates plc	イギリス	各種 REIT	4.2
10	Hansteen Holdings PLC	イギリス	産業	4.1

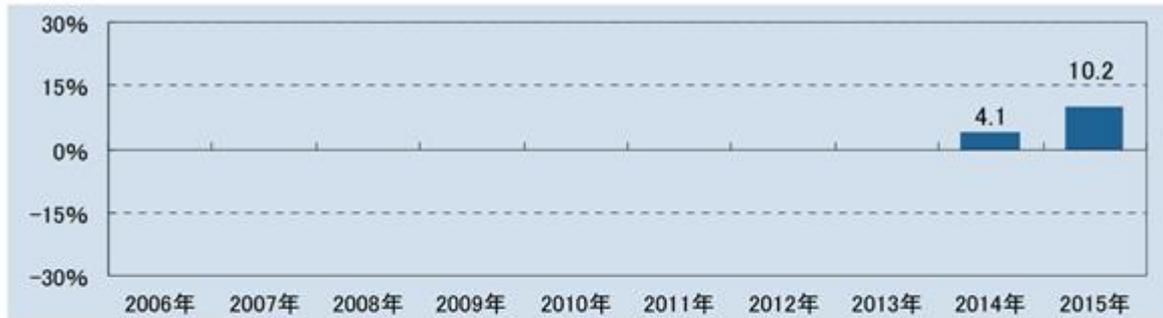
ドイチェ・欧州リート・マスター・ファンドにおける国別構成比(上位5カ国)

国	比率(%)
イギリス	33.5
フランス	32.2
ベルギー	13.9
ドイツ	7.7
イタリア	5.2

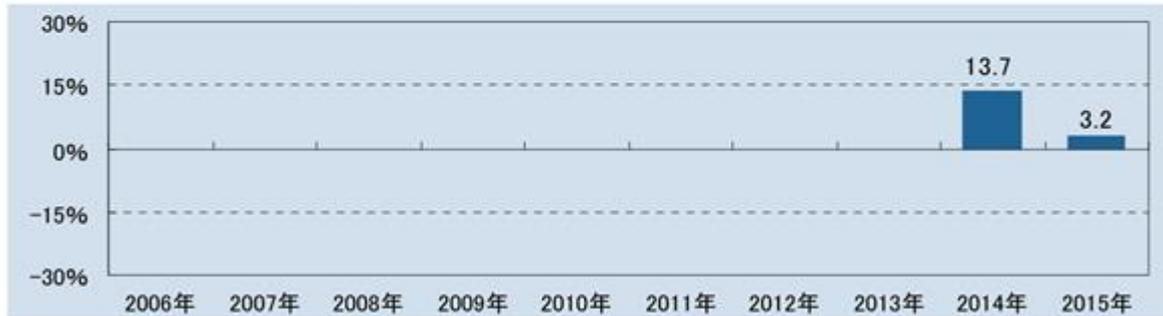
※ 比率はドイチェ・欧州リート・マスター・ファンドにおける組入比率です。

年間収益率の推移

Aコース



Bコース



※1 年間収益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。

※2 2014年は設定日（10月24日）から年末までの騰落率、2015年は1月末までの騰落率を表示しております。

※3 当ファンドにベンチマークはありません。

(注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

(注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（前略）

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

<訂正後>

（前略）

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス <https://funds.deutscheawm.com/jp/>
・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

（前略）

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

<訂正後>

（前略）

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス <https://funds.deutscheawm.com/jp/>
・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<訂正前>

<基準価額の計算方法等について>

（中略）

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（以下略）

<訂正後>

<基準価額の計算方法等について>

（中略）

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <https://funds.deutscheawm.com/jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（以下略）

(4)【計算期間】

<訂正前>

当ファンドの計算期間は、毎月11日から翌月10日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は、平成26年10月24日から平成27年1月13日までとします。

（以下略）

<訂正後>

当ファンドの計算期間は、毎月11日から翌月10日までとすることを原則とします。

（以下略）

(5)【その他】

<訂正前>

信託の終了

（中略）

(ホ)上記(ハ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

（中略）

信託約款の変更等

（中略）

(ロ)委託会社は、上記(イ)の事項（上記(イ)の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合には限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

（中略）

(二)上記(ロ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

（中略）

運用報告書

委託会社は、法令に基づき、6ヵ月毎（毎年1月及び7月の決算日を基準とします。）及び信託終了時に、期中の運用経過及び組入有価証券の内容等を記載した運用報告書（交付運用報告書作成している場合は交付運用報告書）を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。なお、委託会社は、交付運用報告書を作成している場合において、運用報告書（全体版）については電磁的方法により受益者に提供することができます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があつた場合には、これを交付します。

（以下略）

<訂正後>

信託の終了

（中略）

(ホ)上記(ハ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上^{に当たる多数}をもって行います。

（中略）

信託約款の変更等

（中略）

(ロ)委託会社は、上記(イ)の事項（上記(イ)の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記(イ)の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

（中略）

(二)上記(ロ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

（中略）

運用報告書

委託会社は、法令に基づき、6ヵ月毎（毎年1月及び7月の決算日を基準とします。）及び信託終了時に、期中の運用経過及び組入有価証券の内容等を記載した交付運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。なお、委託会社は、運用報告書（全体版）については電磁的方法により受益者に提供します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

（以下略）

4【受益者の権利等】

<訂正前>

（前略）

(4) 反対者の買取請求権

前記「3 資産管理等の概要（5）その他」の「信託の終了」に規定する信託契約の解約、または「信託約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

<訂正後>

（前略）

(4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
なお、第1特定期間は平成26年10月24日から平成27年1月13日までとなっております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1特定期間（平成26年10月24日から平成27年1月13日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ドイチェ・欧州リート・ファンド(毎月分配型)Aコース(円ヘッジあり)】

(1)【貸借対照表】

区分	第1特定期間 (平成27年1月13日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	155,690
投資信託受益証券	12,328,963
親投資信託受益証券	41,818
その他未収収益	6,624
流動資産合計	12,533,095
資産合計	12,533,095
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	716
未払委託者報酬	27,494
その他未払費用	2,196
流動負債合計	30,406
負債合計	30,406
純資産の部	
元本等	
元本	11,682,626
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	820,063
(分配準備積立金)	809,399
元本等合計	12,502,689
純資産合計	12,502,689
負債純資産合計	12,533,095

(2)【損益及び剰余金計算書】

区分	第1特定期間 (自 平成26年10月24日 至 平成27年 1月13日)
	金額(円)
営業収益	
受取配当金	50,264
受取利息	4
有価証券売買等損益	779,930
その他収益	10,675
営業収益合計	840,873
営業費用	
受託者報酬	716
委託者報酬	27,494
その他費用	2,196
営業費用合計	30,406
営業利益	810,467
経常利益	810,467
当期純利益	810,467
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	1,068
期首剰余金又は期首欠損金()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,680
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,680
剰余金減少額又は欠損金増加額	16
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金()	820,063

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1特定期間 (平成27年1月13日現在)
1. 受益権の総数	11,682,626口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0702円 (10,702円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1特定期間 (自 平成26年10月24日 至 平成27年 1月13日)
分配金の計算方法	第1期(平成26年10月24日から平成27年1月13日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(58,714円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(750,685円)、収益調整金(10,664円)より、分配対象収益は、820,063円(1万口当たり701円)であります が、今期は分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第1特定期間 (自 平成26年10月24日 至 平成27年 1月13日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1特定期間 (平成27年1月13日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	---

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第1特定期間 (平成27年1月13日現在)
投資信託受益証券	779,275
親投資信託受益証券	18
合計	779,293

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第1特定期間 (平成27年1月13日現在)
	金額(円)
元本の推移	
期首元本額	495,177
期中追加設定元本額	11,246,393
期中一部解約元本額	58,944

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ドイチェ・欧州リート・マスター・ファンド(円)	1,132.8644	12,328,963	
親投資信託受益証券	ドイチェ・マネー・マザーファンド	41,664	41,818	
合計			12,370,781	

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ドイチェ・欧州リート・ファンド（毎月分配型）Bコース（円ヘッジなし）】

(1) 【貸借対照表】

区分	第1特定期間 (平成27年1月13日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	468,769
投資信託受益証券	22,590,971
親投資信託受益証券	79,029
その他未収収益	11,579
流動資産合計	23,150,348
資産合計	23,150,348
負債の部	
流動負債	
未払金	163,000
未払受託者報酬	1,307
未払委託者報酬	49,960
その他未払費用	4,000
流動負債合計	218,267
負債合計	218,267
純資産の部	
元本等	
元本	20,517,142
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	2,414,939
(分配準備積立金)	1,621,108
元本等合計	22,932,081
純資産合計	22,932,081
負債純資産合計	23,150,348

(2)【損益及び剰余金計算書】

区分	第1特定期間 (自 平成26年10月24日 至 平成27年 1月13日)
	金額(円)
営業収益	
受取配当金	76,669
受取利息	17
有価証券売買等損益	1,644,695
その他収益	18,464
営業収益合計	1,739,845
営業費用	
受託者報酬	1,307
委託者報酬	49,960
その他費用	4,000
営業費用合計	55,267
営業利益	1,684,578
経常利益	1,684,578
当期純利益	1,684,578
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	63,470
期首剰余金又は期首欠損金()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	804,558
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	804,558
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,727
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,727
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金()	2,414,939

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1特定期間 (平成27年1月13日現在)
1. 受益権の総数	20,517,142口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1177円 (11,177円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1特定期間 (自 平成26年10月24日 至 平成27年 1月13日)
分配金の計算方法	第1期(平成26年10月24日から平成27年1月13日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(91,979円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(1,529,129円)、収益調整金(793,831円)より、分配対象収益は、2,414,939円(1万口当たり1,177円)であります。今期は分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第1特定期間 (自 平成26年10月24日 至 平成27年 1月13日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1特定期間 (平成27年1月13日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	---

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第1特定期間 (平成27年1月13日現在)
投資信託受益証券	1,613,061
親投資信託受益証券	29
合計	1,613,090

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第1特定期間 (平成27年1月13日現在) 金額(円)
元本の推移	
期首元本額	12,823,234
期中追加設定元本額	8,331,024
期中一部解約元本額	637,116

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ドイチェ・欧州リート・マスター・ファンド(現地通貨)	2,022.1063	22,590,971	
親投資信託受益証券	ドイチェ・マネー・マザーファンド	78,738	79,029	
合計			22,670,000	

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

ドイチェ・欧州リート・ファンド（毎月分配型）Aコース（円ヘッジあり）

（平成27年 1月30日現在）

資産総額	24,582,510 円
負債総額	3,265,857 円
純資産総額（ - ）	21,316,653 円
発行済口数	18,580,555 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1473 円
（1万口当たり純資産額）	（11,473 円）

ドイチェ・欧州リート・ファンド（毎月分配型）Bコース（円ヘッジなし）

（平成27年 1月30日現在）

資産総額	27,179,518 円
負債総額	285,387 円
純資産総額（ - ）	26,894,131 円
発行済口数	22,909,587 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1739 円
（1万口当たり純資産額）	（11,739 円）

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

< 訂正前 >

(1) 資本金等

資本金の額

3,078百万円（平成26年7月末現在）

発行する株式の総数

200,000株（平成26年7月末現在）

発行済株式総数

61,560株（平成26年7月末現在）

（以下略）

< 訂正後 >

(1) 資本金等

資本金の額

3,078百万円（平成27年2月末現在）

発行する株式の総数

200,000株（平成27年2月末現在）

発行済株式総数

61,560株（平成27年2月末現在）

（以下略）

2【事業の内容及び営業の概況】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

< 更新・訂正後 >

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

平成27年2月末現在、委託会社の運用するファンドは113本、純資産総額は1,055,030百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	単位型	株式投資信託	1本	11,252百万円
	追加型	株式投資信託	87本	702,959百万円
私募	単位型	株式投資信託	1本	12,033百万円
	追加型	株式投資信託	24本	328,785百万円
合計			113本	1,055,030百万円

3【委託会社等の経理状況】

本項の末尾に以下の内容を追加します。

< 追加 >

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成26年9月30日)
資産の部		
流動資産		
預金		7,474,125
前払費用		14,121
未収入金		84,271
未収委託者報酬		747,877
未収運用受託報酬		14,954
未収投資助言報酬		23,437
未収収益		1,874,781
立替金		42,137
繰延税金資産		739,238
為替予約		1,965
流動資産計		11,016,911
固定資産		
投資その他の資産		
繰延税金資産		217,847
その他		14,119
固定資産計		231,967
資産合計		11,248,878
負債の部		
流動負債		
預り金		111,444
未払金		
未払手数料		377,694
その他未払金		184,193
未払費用		1,320,895
未払法人税等		1,195,827
未払消費税等	1	86,939
賞与引当金		421,750
為替予約		73,970
流動負債計		3,772,716
固定負債		
長期未払費用		130,776
退職給付引当金		496,692
賞与引当金		20,442
固定負債計		647,910
負債合計		4,420,627
純資産の部		
株主資本		
資本金		3,078,000
資本剰余金		
資本準備金		1,830,000
資本剰余金計		1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		1,920,216
利益剰余金計		1,920,216
株主資本計		6,828,216

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	34
評価・換算差額等合計	34
純資産合計	6,828,251
負債・純資産合計	11,248,878

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	4,669,555
運用受託報酬	23,307
投資助言報酬	23,437
その他営業収益	3,429,859
営業収益計	8,146,159
営業費用	
支払手数料	2,473,010
その他営業費用	638,988
営業費用計	3,111,999
一般管理費	2,053,598
営業利益	2,980,561
営業外収益	3,215
営業外費用	1 5,859
経常利益	2,977,916
特別損失	2 5,470
税引前中間純利益	2,972,446
法人税、住民税及び事業税	1,181,935
法人税等調整額	75,890
法人税等合計	1,106,045
中間純利益	1,866,401

重要な会計方針

	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの</p> <p>当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>無形固定資産</p> <p>定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当中間会計期間末の計上額はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異の費用処理方法</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。</p>
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. その他中間財務諸表のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理</p> <p>消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

	当中間会計期間末 (平成26年9月30日)
1 消費税等の取扱い	<p>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。</p>

(中間損益計算書関係)

	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
1 営業外費用の主要項目	
為替差損	5,859千円

2 特別損失の主要項目

割増退職金

5,470千円

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)			
リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。			
ファイナンス・リース取引（借主側）			
リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額			
	器具備品	建物附属設備	合計
取得価額相当額	189,891千円	519,808千円	709,700千円
減価償却累計額相当額	171,725千円	376,742千円	548,467千円
中間会計期間末残高相当額	18,165千円	143,066千円	161,232千円
2. 未経過リース料中間会計期間末残高相当額			
1年以内		30,410千円	
1年超		84,285千円	
合計		114,696千円	
3. 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額			
支払リース料		16,110千円	
減価償却費相当額		14,597千円	
支払利息相当額		852千円	
4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
(1) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
(2) 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			

(金融商品関係)

当中間会計期間末（平成26年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)預金	7,474,125	7,474,125	-
(2)未収委託者報酬	747,877	747,877	-
(3)未収運用受託報酬	14,954	14,954	-
(4)未収投資助言報酬	23,437	23,437	-
(5)未収収益	1,874,781	1,874,781	-
(6)投資有価証券 その他の有価証券	2,154	2,154	-
資産計	10,137,329	10,137,329	-
(1)未払手数料	377,694	377,694	-
(2)その他未払金	184,193	184,193	-
(3)未払費用	1,320,895	1,320,895	-
(4)未払法人税等	1,195,827	1,195,827	-
(5)長期未払費用	130,776	130,776	-
負債計	3,209,387	3,209,387	-
デリバティブ取引（*1） ヘッジ会計が適用されていないもの	(72,005)	(72,005)	-
デリバティブ取引計	(72,005)	(72,005)	-

（*1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債権となる項目については、正の値で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（1）預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬、（4）未収投資助言報酬及び（5）未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（6）投資有価証券

投資有価証券は其他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負 債

（1）未払手数料、（2）その他未払金、（3）未払費用及び（4）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）長期未払費用

時価については、支払見込額に基づく現在価値によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成26年9月30日）

その他有価証券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	2,154	2,100	54
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	-	-	-
合計		2,154	2,100	54

当期中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	14,110	120	-

合計	14,110	120	-
----	--------	-----	---

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末(平成26年9月30日)

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連(時価の算定方法は、先物為替相場によっております。)

(単位:千円)

区分	取引の種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	ユーロ	37,046	-	645	645
	米ドル	1,960,127	-	82,422	82,422
	買建				
	ユーロ	639,111	-	1,507	1,507
	米ドル	217,633	-	8,451	8,451
	シンガポールドル	45,517	-	1,102	1,102
合計		2,899,435	-	72,005	72,005

(セグメント情報等)

セグメント情報

当中間会計期間(自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間(自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間(自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間(自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間(自平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間末 (平成26年9月30日)
1株当たり純資産額	110,920円26銭
1株当たり中間純利益金額	30,318円40銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
中間純利益金額(千円)	1,866,401
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	1,866,401
普通株式の期中平均株式数(株)	61,560

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】**

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

受託会社

名 称	株式会社りそな銀行
資本金の額	279,928百万円（平成26年3月末現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考>再信託受託会社の概要

名 称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金の額	51,000百万円（平成26年3月末現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
関係業務の概要	受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
株式会社SBI証券	47,937百万円 （平成26年3月末現在）	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
高木証券株式会社	11,069百万円 （平成26年3月末現在）	
マネックス証券株式会社	12,200百万円 （平成26年3月末現在）	
楽天証券株式会社	7,495百万円 （平成26年3月末現在）	
新潟証券株式会社	600百万円 （平成26年3月末現在）	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円 （平成26年3月末現在）	

独立監査人の監査報告書

平成27年2月12日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・欧州リート・ファンド（毎月分配型）Aコース（円ヘッジあり）の平成26年10月24日から平成27年1月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・欧州リート・ファンド（毎月分配型）Aコース（円ヘッジあり）の平成27年1月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成27年2月12日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・欧州リート・ファンド（毎月分配型）Bコース（円ヘッジなし）の平成26年10月24日から平成27年1月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・欧州リート・ファンド（毎月分配型）Bコース（円ヘッジなし）の平成27年1月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月12日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野島 浩一郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第31期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[前へ](#)